

## こくぶんじ市民活動センター複写機・印刷機利用基準

### (目的)

第1 この基準は、こくぶんじ市民活動センター(以下「センター」という。)の複写機及び印刷機の利用に関する事務取り扱いについて定めるものとする。

### (利用できる団体)

第2 複写機及び印刷機を利用できる団体(以下「団体」)は、センター利用登録団体とする。

### (利用登録)

第3 複写機及び印刷機の利用を希望する団体は、複写機・印刷機利用登録申請書(様式1号)により申請し、センター長の許可を受けるものとする。

2 センター長は、申請と異なる利用があった場合は登録の許可を取り消すことができる。

### (利用の限度)

第4 複写機の利用回数は、1団体年間250枚以内とし、1原稿からの複写枚数は20枚以内とする。ただし複写用紙は団体の負担とする。

2 印刷機の利用は、1団体マスター用紙(印刷原紙)年間120枚以内とする。ただし印刷用紙は団体の負担とする。

3 センター長は、予算の執行状況等により、利用回数及びマスター用紙枚数を制限することができる。